に「四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条まで において同じ。」を、「の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度」の下に「（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第十一号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号」に、「第四十二条の十二の五第三項第九号」を「第四十二条の十二の五第三項第二号」に、「給与等の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号」を「四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等の同項第四号」に改める。

附則第百十八条第一項中「四年新措置法第四十五条第三項」を「租税特別措置法第四十五条第四項」に、「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「四年新措置法第四十五条第二項」を「租税特別措置法第四十五条第三項」に改め、同条第二項中「四年新措置法第四十六条の二第二項」を「租税特別措置法第四十六条第二項」に、「四年新措置法第四十六条の二第一項」を「租税特別措置法第四十六条第一項」に改める。

附則第百十九条第四項中「四年新措置法第五十五条の二」を「租税特別措置法第五十六条」に改め、同条第五項中「四年新措置法第五十五条の二第二項」を「租税特別措置法第五十六条第二項」に、「四年新措置法第五十五条の二第三項」を「租税特別措置法第五十六条第三項」に改め、同条第六項中「四年新措置法第五十五条の二第二項」を「租税特別措置法第五十六条第二項」に、「四年新措置法第五十五条の二第一項」を「租税特別措置法第五十六条第一項」に改め、同条第七項中「四年新措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「令和四年旧効力措置法」という。）」に改め、同条第八項中「四年新措置法」を「令和四年旧効力措置法」に改める。

附則第百二十三条第一項中「四年新措置法第六十四条第十一項」を「租税特別措置法第六十四条第十二項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改める。

（令和三年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租税特別措置法第四十一条の改正規定中「第四十一条第十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」に改め、同条第二十四項」を「第四十一条第二十四項」に改める。

附則第一条第十四号を次のように改める。

十四　削除

附則第百二十一条中「附則第一条第十四号に定める日」を「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第八十六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の二十八第三項第十号を同項第十二号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第二百五十二条の二十八第三項第四号の次に次の一号を加える。

五　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた日から三年を経過しないもの

別表第一相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の項中「第五十八条第一項」を「第五十八条第二項」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第八十七条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十一　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

第十八条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

第三十四条の十の十第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

（公認会計士法の一部改正）

第八十八条　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

九　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

第十八条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

（弁護士法の一部改正）

第八十九条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「免職され、」の下に「又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、」を加える。

第十二条第一項第二号中「又は免職」を「、免職又は税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第九十条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「禁止され、」の下に「又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、」を加える。

（行政書士法の一部改正）

第九十一条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

八　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第七条第一項第一号中「、第六号又は第七号」を「又は第六号から第八号まで」に改める。